後期高齢者医療「保険料率」のお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっています。平成26年度からの保険料率に変更はありませんが、所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置については、5割軽減及び2割軽減について対象が拡大されます。また、保険料上限額については変更となります。

改定後の保険料率に基づく保険料額は、平成26年7月中旬頃にみなさまに通知する予定です。

後期高齢者医療保険料の内訳

保険料額 = 均等割額 + 所得割額 (所得×所得割率)

●保険料率は変更ありません

平成25年度まで		平成26年度から	
均等割額	39,710円	均等割額	39,710円
所得割率	8.07 %	所得割率	8.07 %

均等割額の軽減措置

(軽減割合は変更ありませんが、5割軽減及び2割軽減の対象が拡大されます)

軽減	世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯		
割合	平成25年度まで	平成26年度から	
5割	基礎控除額(330,000円)+245,000円×被保険者の数(世帯主である被保険者を除く)	基礎控除額(330,000円)+245,000円×被保険 者の数	
2割	基礎控除額(330,000円)+350,000円×被保険 者の数	基礎控除額(330,000円)+450,000円×被保険 者の数	

●所得割額の軽減措置(軽減割合は変更ありません)

被保険者本人の総所得金額等	軽減割合	軽減割合
58万円以下(年金収入のみの場合は、153万円~2	11万円以下) 5割	以下) 5割

●賦課限度額が変わります

	平成25年度まで	平成26年度から
賦課限度額	55万円	57万円

保険料率の算定について

2年ごとに改定される保険料率は、「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。町では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書をみなさまに送付しています。

■問合せ先 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎018-853-7155 総務課 ☎018-838-0610

秋田県後期高齢者医療広域連合ホームページ

http://www.akita-kouiki.jp/ → 左枠「保険料について」内

国民健康保険のお知らせ

70歳~74歳の被保険者に係る窓口負担が見直されました

国民健康保険被保険者の70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担となっていました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されました。

見直しにあたっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日 以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることになりました。

見直しの内容

■平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方

(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)の診療から、窓口負担が2割になります。(例えば、平成26年4月2日~5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。)

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

■平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方 (誕生日が昭和19年4月1日までの方)

平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。

(平成26年3月2日 \sim 4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります。)

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

■問合せ先 八峰町町民生活課 保険年金係 ☎76-4614



9 広報はっぽう 2014.4月号